

IV 地域経済の活性化

～地方創生につながる活力ある産業の実現～

《商工・観光》

33 地方の創意工夫を活かした自転車関連施策の総合的な推進について

【国土交通省】

【提案・要望事項】

地方の創意工夫による自転車関連施策の推進に対する支援

- (1) 自転車活用推進計画に基づく地方の創意工夫を活かした自転車関連施策の推進に向けて、自転車関連予算の総額確保や新たな財政支援制度の創設、規制緩和などの必要な措置を講じること。
- (2) ナショナルサイクルルートの海外での認知度・ブランド力向上を図るため、観光庁や日本政府観光局（JNTO）等と連携を強化し、戦略的なマーケティング活動（プロモーションや情報発信等）による誘客促進に努めるとともに、各ルート発案による先進的な取組みについて全面的な支援策を講じること。
- (3) 四国一周サイクリングルートをナショナルサイクルルートに指定するほか、ブルーラインの敷設や思いやり1.5m運動など、本県独自の自転車施策をモデル事業と位置付けて全国展開を図るとともに、自転車関連予算の愛媛県への重点配分を行うこと。

【現状と課題（背景・理由等）】

- 平成 29 年 5 月に自転車活用推進法が施行され、国土交通省では、自転車活用推進本部を設置し、平成 30 年 6 月に自転車の活用を総合的、計画的に推進するための「自転車活用推進計画」を策定するとともに、国を挙げたサイクルツーリズムの推進に向け、令和元年 11 月に日本を代表し世界に誇りうるナショナルサイクルルートにしまなみ海道サイクリングロードが指定された。
- 愛媛県では、平成 23 年度から「健康」、「生きがい」、「友情」を育む「自転車新文化」を提唱し、平成 24 年から愛媛マルゴト自転車道構想による県全域へのサイクリングコースの整備や、平成 25 年の自転車安全利用促進条例の制定、平成 26 年から日本初の取組である供用中の高速道路を使った国内最大規模の国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ」（2020 年は中規模大会開催年）を開催するなど様々な施策を展開しているほか、平成 30 年度に、地方版自転車活用推進計画である「愛媛県自転車新文化推進計画」を策定し、自転車新文化の更なる拡大・深化に向け取り組むこととしている。
- 「サイクリングアイランド四国」の実現に向けて、四国一周サイクリングを推進しており、四国 4 県、四国ツーリズム創造機構、四国地方整備局、四国運輸局、JR 四国で構成する「サイクリングアイランド四国推進協議会」（平成 29 年 10 月設立）で取組みを進めるほか、平成 29 年 11 月から、本県が先行して、四国一周達成者へ完走証や記念品を交付する仕組みを展開している。
- 自転車業界では、スポーツ型電動アシスト付自転車「E-BIKE」のマーケット拡大に向けた動きが活発化するなど、シニア層や女性層など、年齢・性別に関係なく幅広い層が楽しめる E-BIKE の人気が高まっており、今後、規制緩和により、世界的な基準（日本の仕様よりアシスト力が高い）の E-BIKE が国内で導入されれば、更なる普及・拡大が期待できる。

【愛媛県内の取組】

- ブランド力の向上と魅力発信
「サイクリストの聖地」しまなみ海道を核に、平成 26 年度から国際サイクリング大会を定期的（2 年毎）に開催しており、「サイクリングしまなみ 2018」では、国内 47 都道府県、海外 26 の国・地域から総勢 7,215 名（海外 701 名）が参加するなど、国内外での認知度が向上しているほか、デジタルマーケティング手法を活用したプロモーションや、台湾「日月潭サイクリングロード」との姉妹自転車道協定の締結、しまなみ海道自転車料金の無料化（期間限定）等

にも取り組んでおり、今後は、ナショナルサイクルルートとして、国と連携した海外への情報発信強化や更なるブランド力の向上が必要と認識している。

また、「サイクリングアイランド四国」の実現に向けては、四国4県、四国ツーリズム創造機構、四国地方整備局、四国運輸局、JR四国等、関係者間の密な連携のもと、四国一周サイクリングルートの路面案内ピクトの敷設や受入態勢の充実のほか、自転車展示会への共同出展等によるプロモーション活動を展開している。

○受入環境・おもてなし態勢の整備

安全・安心なサイクリング環境を提供するため、ブルーラインの敷設をはじめ、案内板や注意喚起ピクトの設置、民間事業者と連携したWi-Fiの整備、休憩施設(サイクルオアシス)やサイクルトレイン等の二次交通体系の整備、滞在コンテンツを活用したサイクルツーリズムの推進、サイクリングガイドの養成等に取り組んでいる。

○自転車利用の普及・浸透

広く県民に自転車に親しみ、楽しんでいただく「愛媛サイクリングの日」の創設をはじめ、アクティブシニアスポーツ自転車体験会、子供向けサイクルスクール、女性サイクルユニットによる情報発信など、自転車を活用した新たなライフスタイルの普及・浸透に努めている。

○E-BIKEを活用した新たなサイクリングモデルの構築

シニア層や女性層の取り込みによる裾野拡大のため、自転車メーカー等と連携し、全国に先駆けた取組みとして、知名度の高いしまなみ海道や日本一細長い佐田岬半島をモデルエリアとして、E-BIKEの安全利用を含めた普及促進及び環境整備を進め、新たな魅力あるサイクリングモデルの構築を図ることとしている。

○自転車の安全利用

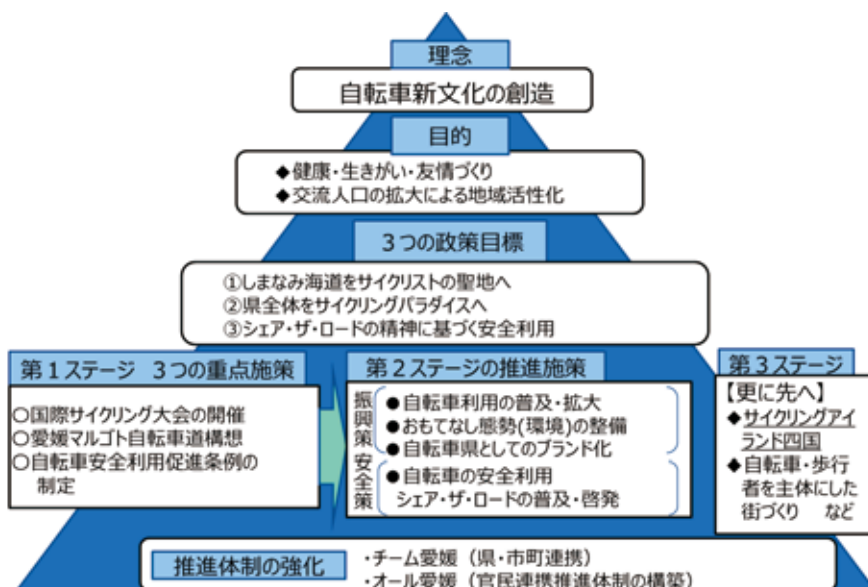
県自転車安全利用促進条例の基本理念である「シェア・ザ・ロード」の精神に基づき、「思いやり1.5m運動」、「走ろう！車道運動」の啓発活動をはじめ、ヘルメット着用の推進、自転車損害保険等への加入促進（令和2年4月から加入義務化）に努めている。

【実現後の効果】

- ◇ 交流人口の拡大による地域活性化
- ◇ 自転車を通じた県民の健康、生きがい、友情づくりの実現

県担当部署：企画振興部 政策企画局 自転車新文化推進課
土木部 道路都市局 道路建設課、道路維持課

○愛媛県が進める自転車新文化の全体像



しまなみ海道サイクリングロード



ナショナルサイクルルート指定式
(令和元年11月7日)

34 地方におけるA I・I o T等の導入・活用に対する支援施策の拡充について

【経済産業省・中小企業庁】

【提案・要望事項】

地方におけるA I・I o T等の導入・活用の促進に向けた中小企業支援施策の拡充を図ること。

- (1) A I・I o T等の実装に向けた実証事業に対する支援施策を創設すること。
- (2) 地方の中小企業等がA I・I o T等の整備促進を図るため人材面も含めた支援施策を拡充すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

生産性の向上や新たな付加価値の創出に向けてA IやI o T等のデジタル技術の導入・活用の促進は、人手不足が深刻化している地方の中小企業等においても、不可欠となっている。

しかしながら、地域におけるI o Tプロジェクトを創出する取組を選定し支援する「地方版I o T推進ラボ」は、メンターの派遣や検証事業を行っているものの、具体的な実証事業の支援等の予算措置がなく、また、地域の支援側・受援側を繋ぐ専門人材が不足していることから、I T導入補助金等も十分に活用できていない面があり、人材面の支援も不可欠な状況にある。

【愛媛県内の取組】

○「えひめA I・I o T推進コンソーシアム」の運営

産学官が連携し、普及啓発セミナーの開催等により、A I・I o T等の導入・活用の機運醸成を図るとともに、新サービスの創出や新技術の実装を図るワーキンググループを設置・運営を行っている。

○産学官による共同研究の実施

大学等の研究者とA I・I o T等の活用に積極的な企業とがマッチングする研究会において設定されたテーマについて、これまでの研究結果の深化を図るとともに新たな課題の解決を図る研究に要する経費等を支援することで、A I・I o T技術等を活用した試作開発研究を促進している。

○A I・I o T等の導入・活用の促進に向けた人材育成

I o Tの普及やビッグデータの活用のため、A Iの知識を持つ人材の育成が急務であることから、県内企業や学生等を対象とした先端I T技術研修を実施し、将来の県内I T産業基盤を支える人材の育成を行っている。

【実現後の効果】

- ◇ 地方の中小企業等におけるA I・I o T技術等の導入・活用事例の創出
- ◇ 生産性向上や新たな付加価値の創出による地域経済の活性化

県担当部署：経済労働部 産業支援局 産業創出課

えひめAI・IoT推進コンソーシアム

県内企業における生産性向上や付加価値の創出、新産業育成に向けて、AI、IoT、ビッグデータ、ロボット等の先端技術の導入・活用を支援する、産学金官による組織。



1	愛媛県中小企業団体中央会	2	愛媛県商工会議所連合会
3	愛媛県商工会連合会	4	愛媛経済同友会
5	愛媛県法人会連合会	6	愛媛県情報サービス産業協議会
7	愛媛県IT推進協会	8	愛媛大学
9	松山大学	10	新居浜工業高等専門学校
11	伊予銀行	12	愛媛銀行
13	愛媛信用金庫	14	えひめ産業振興財団
15	えひめ東予産業創造センター	16	いよぎん地域経済研究センター
17	AI・IoT政策推進アドバイザー	18	愛媛県産業技術研究所
19	松山地方気象台	20	愛媛県(事務局)

コンソーシアムの取組み(令和元年度)

普及啓発セミナーの開催	<ul style="list-style-type: none"> ○AI・IoT等の専門家による講演 ○AI・IoT等導入企業の事例紹介 ○ベンダー企業等によるAI・IoT等活用のサービス紹介 	【その他の取組み】 <ul style="list-style-type: none"> ○AI・IoT等人材の育成 ○各支援機関におけるAI・IoT等関連事業の情報共有 ○ビッグデータを活用した新サービスの創出 ○県内を実証フィールドとした「愛媛発、愛媛ならではの」新たなサービス・製品創出
研究会の設置・研究テーマの発掘	<ul style="list-style-type: none"> ○大学等の研究者と企業との交流の場となる研究会の設置 ○共同研究に向けたマッチング、研究テーマの発掘 	
アドバイザーの設置	<ul style="list-style-type: none"> ○コンソーシアムの運営方針等への助言 ○企業からの相談事項の解題分析、助言 ○AI・IoT等導入企業、セミナー講師等の紹介 	

研究会での取組み

ビッグデータ活用ワーキンググループ

【主な研究内容】

○ビッグデータを活用した新サービス等の創出

気象部会	気象ビッグデータを活用した新ビジネスの創出
------	-----------------------

技術開発ワーキンググループ

【主な研究内容】

○技術的な課題・テーマについて、関連技術の開発・実証、標準化等
○先進的なモデル事業の創出、県内企業等における実装等の推進

ものづくり部会	日本酒造りや生産現場管理といった製造現場へのAI・IoT導入に向けた技術開発
農林水産部会	AIによる庭先柑橘選別の自動化といった農林水産現場におけるAI活用システムの開発
5G部会	5G機器の開発やローカル5G等の利活用に向けた技術検証
ドローン部会	利用用途が広がっているドローンの利活用に向けた技術検証

35 愛媛大学の地域産業イノベーションを創出する 機能の強化に関する支援について

[1] 新規養殖マグロ類「スマ」の次世代型育種 システムの確立と社会実装

【文部科学省】

【提案・要望事項】

新規養殖マグロ類「スマ」の次世代型育種システムの確立と社会実装

ーレジデント型研究による地域水産業イノベーション創出ー

愛媛県南予地域の主産業である水産養殖業の活性化のため、地域発新規マグロ「スマ」の完全養殖システムに関する基礎及び応用研究を進め、環境に配慮した先進的な完全養殖システムを地域の産学官が連携して創出することとしており、現在、愛媛県との強い連携に基づくこれまでの研究成果により、スマの完全養殖による早期人工種苗生産に成功し、試験養殖及び出荷が開始され、年々増産しているところである。これらの先端的研究、技術開発を実施するための研究者及び飼育管理の専門技術員の確保と、研究推進のための機器の整備及び国立大学では日本一を誇る大型魚類飼育用生簀群の管理に係る経費の支援を行うこと。

【現状と課題（背景・理由等）】

○背景・目的

世界的な養殖生産の増加トレンドと対照的に我が国の養殖生産高は漸減傾向を示し、愛媛県も例外ではない。地域養殖業界からイノベーションを求める声が強まる中、愛媛大学南予水産研究センターは愛媛県及び愛南町と連携し、地域水産業の活性化を目指して新規マグロ類「スマ」の完全養殖技術開発を進めてきた。本提案では、初期成果を飛躍的に加速するため早期人工種苗の大量生産技術と次世代育種システムを開発し、地域の養殖業に社会実装を果たすことを目的とする。

【愛媛県内の取組】

○スマ早期人工種苗生産に関する連携：愛媛県事業、「伊予の媛貴海生産技術開発」のうち「スマ親魚養成および採卵技術開発」（2017 - 2020 年度）、農林水産省イノベーション創出強化研究推進事業（応用研究ステージ）「スマの肉質高品質化に向けた高度飼育・出荷技術開発」（2019 - 2021）

○スマ養殖の普及定着・出口戦略に関する連携：愛媛県農林水産部水産局（漁政課）、「スマ販売戦略等協議会（2019 年度設立）」

【実現後の効果】

- ◇スマ養殖技術開発の第2のステップである商業的養殖への社会実装を実現し、愛媛県の養殖生産額の2%、10億円以上を想定した産業創出を実現する。
- ◇大学と県の研究成果を有機的に地域産業界へ普及する取組は、日本一の魚類養殖基地愛媛県の養殖産業活性化の起爆剤となる。

県担当部署：愛媛大学 社会連携推進機構 南予水産研究センター

新規養殖マグロ類「スマ」の次世代型育種システムの確立と社会実装 —レジデント型研究による地域水産業イノベーション創出—

1. 背景・課題

【水産養殖業の現状】

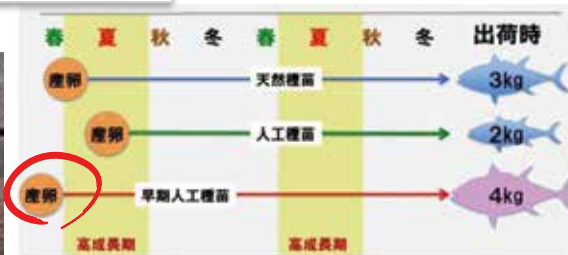
- 世界的なトレンドに反し、日本の水産生産量は減少傾向にある。養殖生産高**日本一**の愛媛県においても例外ではなく、新魚種開発など養殖技術のイノベーションを求める声は大きい。
- マグロ類人気は高まり続け、**新規マグロ類養殖の将来性**は期待できる。そこで、
愛媛大学と愛媛県が強く連携し本概算要求を申請

実績 平成24年度から開発開始。平成27年度には成功のカギとなる**早期種苗生産に成功し、試験養殖開始**。次のステップとして、①**早期種苗の大量生産**、②**育種完全養殖による優良品種作出が不可欠**。

スマ *Euthynnus affinis*



早期種苗生産



完全養殖



2. 目的

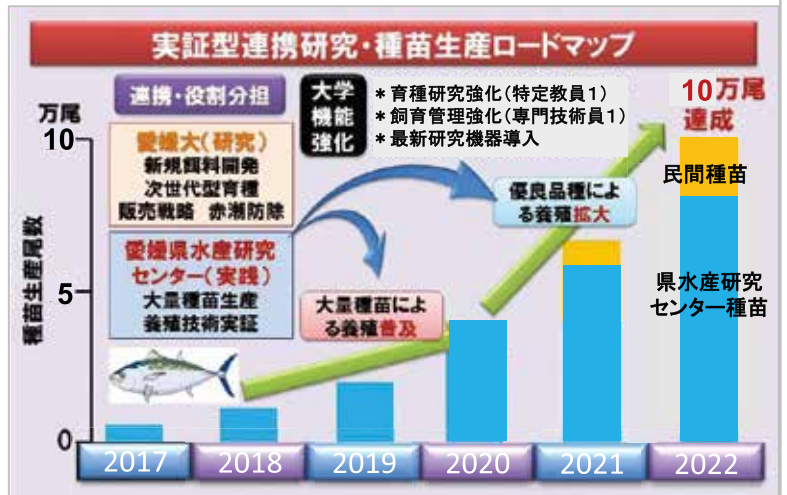
戦略2：地域産業イノベーションを創出する機能の強化

評価指標：「地域と連携した研究数」「産学官連携大型研究プロジェクトの件数」「地域（愛媛県内）における共同研究・受託研究等の実施数」

3. 研究概要

- (1)スマ早期種苗の大量生産を可能とする挑戦的研究
- (2)スマの次世代型育種システムの構築
- (3)赤潮、魚病の早期予察による漁場環境管理システムの構築
- (4)流通・販売推進戦略及びレジデント型研究推進システムに関する研究

目指す研究課題



4. 効果

新期マグロ「スマ」の完全養殖システムによる新養殖産業の創出

水産養殖イノベーションによる「活力ある地域の共創」

35 愛媛大学の地域産業イノベーションを創出する 機能の強化に関する支援について

[2] セルロースナノファイバーの実用化に向けた 産学官連携拠点の構築

【文部科学省】

【提案・要望事項】

セルロースナノファイバーの実用化に向けた産学官連携拠点の構築

農林業に由来する地域資源の活用と紙産業や化学工業等の地域産業基盤の活性化に向けて、次世代の新素材であるセルロースナノファイバー（CNF）の素材、製造、評価に関する基礎的研究と、製紙業界をはじめとする自動車、食品、繊維業界での製品化に向けた実用研究を産学官が一体となって推進する。これにより、CNF 供給から製品化まで一貫した愛媛独自の CNF 活用システムの確立と地域に貢献する新産業の創出を図るとともに、産学官連携拠点の構築を目指すこととしている。そのため、愛媛大学における研究推進に必要な実験装置の整備、既設の装置の高度化と維持、技術支援者の雇用等の支援を行うこと。

【現状と課題（背景・理由等）】

セルロースナノファイバー（CNF）は木材等の植物繊維を高度にナノ化した繊維であり、製紙業をはじめとして多様な用途が見込まれる新規な素材である。愛媛大学 紙産業イノベーションセンターでは、地域企業や公設試験場と連携しながら地域紙産業界の課題解決と新規紙製品の開発研究を実施している。CNF 利用研究に関しても、地域資源を活用した CNF の製造に関する基礎技術の確立や高機能材料の開発研究を推進している。

CNF の実用化においては、製造コストの低減および品質管理のための評価方法の確立が急務である。さらに、CNF の用途展開には、産学官が連携して共同研究などを精力的に推進し CNF の可能性を探るとともに、産学官の連携に向けた拠点を形成する必要がある。

【愛媛県内の取組】

- サポイン事業「柑橘由来セルロースナノファイバーの革新的製造プロセス及び用途開発」（H30 年度-）
- 愛媛セルロースナノファイバー関連産業振興事業（H28-30 年度）」
- 環境省事業、「セルロースナノファイバー 製品製造工程の低炭素化対策の立案事業委託業務」（H27 - 29 年度）
- CNF 利活用技術の開発（脱水装置、ガスバリア紙、透明 CNF 製造技術など）

【実現後の効果】

- ◇ CNF を活用した新産業の創出と地域への貢献
- ◇ 産学官及び異業種が連携した研究開発体制の構築、他の産業への展開
- ◇ 四国地域における CNF の拠点形成と連携体制構築
- ◇ 環境親和性の高い新しい機能性材料の開発及び実用化による、資源循環型社会システム構築への貢献

県担当部署：愛媛大学 社会連携推進機構 紙産業イノベーションセンター

地域密着型研究センター群による地域産業イノベーションの強化 ～セルロースナノファイバーの実用化に向けた産学官連携拠点の構築～

背景



紙産業イノベーションセンター新棟(2018年3月完成)

愛媛大学

産・官と連携した
研究開発・人材育成

セルロースナノファイバー (CNF)

製紙、電子、自動車、化粧品、食品等、様々な用途での展開が期待される資源循環型素材

課題:高コスト、品質管理手法の確立、用途開発

→ 安定した製造法の確立と普及啓発が必要

これまでの取組

- ・ CNF製品の製造工程での脱水技術の開発(H27-29環境省事業, R2年特許登録、愛媛大学、愛媛県、川之江造機、製紙メーカー)
- ・ 地元企業との共同研究
(大王製紙㈱、ガスバリア紙:特許登録3件、丸住製紙㈱、透明CNF製造法:特許登録2件)
- ・ 地元企業等への CNF製造実習セミナーの開催
- ・ サポイン(H30)「柑橘由来セルロースナノファイバーの革新的製造プロセス及び用途開発」

事業概要

取組と期待される成果

① CNF製造法の深化

- ・ 製造コストの低減
- ・ 地域資源の活用



CNFの大量生産
えひめブランドの構築



CNF連続脱水装置

② CNF評価技術の開発による品質管理手法の確立

安定供給、
製品品質向上



③ 地域産業と連携した製品開発

CNFの用途拡大
実用化の加速



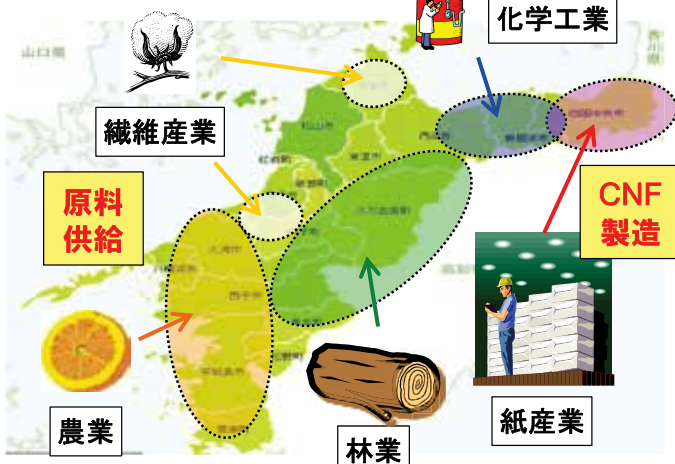
④ CNF実用化に向けた産学官連携体制の構築

- ・ セミナーの開催
- ・ 企業間マッチング

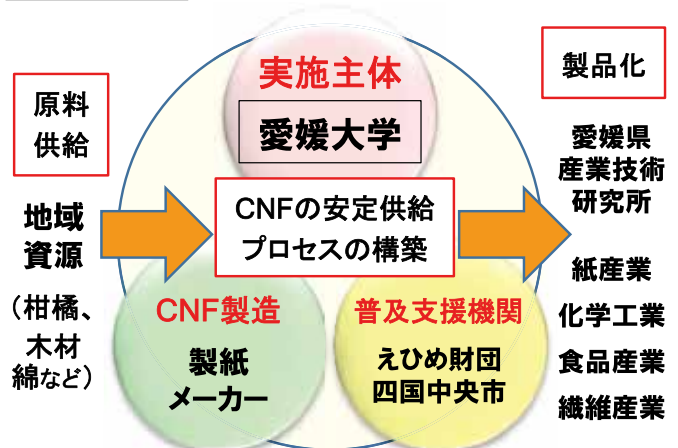


愛媛の産業と資源を活かしたCNFの社会実装と地域産業の活性化

セルロース関連産業



実施体制



36 産業創出支援の強化について

[1] 創業支援の強化

【内閣府・経済産業省（中小企業庁）】

【提案・要望事項】

地域における創業を促進し、地域経済の活性化を推進するため、国の創業支援の更なる強化を図るとともに、これに必要な十分な予算額を確保すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

少子高齢化や人口減少が避けられない中で、地域経済が持続的に発展・成長を遂げていくためには、経済活力の源泉ともいわれる創業が継続的に生まれるとともに、その企業が地域に根付き、さらには国内外へ展開する企業へと成長できるよう、継続してサポートしていく体制の構築が重要である。

このような中、国では、日本再興戦略で、開業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目標に掲げ、産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画による創業支援体制整備の推進に取り組みられてきたが、認定創業支援等事業計画に基づく創業支援等の取組みを後押しする国の予算額は縮減傾向にある。

地方での創業機運を上昇させ、地域資源を活用した創業を加速するほか、第二創業やベンチャー型事業承継を促進するためには、国の創業支援が強化され、市町のみならず、県と密接に連携しながら役割分担をしつつ、創業し易い環境を整えることが重要である。

【愛媛県内の取組】

○産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の策定

産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画については、愛媛県内の全市町が策定し、地域の特色ある創業支援施策を展開している。

○愛媛グローバル・フロンティア・プログラム(EGFプログラム)の推進

少子高齢化の進行と若者の県外流出により人口減少が進む中、将来の地域経済を担う起業家人材を確保するため、東京に創業クリエイターを設置し、首都圏等の創業希望者を県内に呼び込むとともに、地域課題解決型のビジネスプランの募集（R元年度：99件の応募）を行い、「オール愛媛」で創業からその後の定着・成長までを支援する取組みを行っている。

○愛媛グローバルビジネス創出支援事業の実施

地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用し、県内で課題解決型ビジネスにより創業する者に対して起業支援金を支給するとともに、創業の実現・定着に向けた伴走支援を行い、地域経済の新たな担い手として円滑なスタートアップを後押ししている。

【実現後の効果】

- ◇ 課題解決型ビジネスの創出に向けたオープンイノベーションの推進
- ◇ 地域経済の活性化

県担当部署：経済労働部 産業支援局 産業創出課

36 産業創出支援の強化について

[2] 高機能素材を活用した産業創出への支援

【経済産業省】

【提案・要望事項】

セルロースナノファイバー（CNF）や炭素繊維などの高機能素材を活用した産業創出に対する支援を強化すること。

- (1) 県内企業の習熟レベルに応じた人材養成への支援の継続
- (2) 柑橘など地域資源を原料としたCNFの標準化の推進
- (3) CNF研究に係る機器導入に対する助成強化

【現状と課題（背景・理由等）】

【現状】

- ・ 本県は、炭素繊維の世界最大の生産拠点である東レ愛媛工場や帝人松山工場に加え、近年は、CNFの技術開発で先行している大王製紙や愛媛大学紙産業イノベーションセンターも立地するなど、日本有数の高機能素材メーカーや研究機関が立地しており、産学官が連携した研究開発拠点として、高機能素材活用産業の創出に取り組んでいる。
- ・ 特に、国内外で激しい開発競争となっているCNFについては、平成31年3月に、今後の方針や数値目標を示した「愛媛CNF産業振興ビジョン」を全国の都道府県では初めて策定し、本県独自の地域産業・資源を活用したCNF技術の社会実装化を進めることとしており、柑橘ナノファイバーの製造方法など、愛媛県が関係するCNFを活用した特許を9件出願中である。

【課題】

- ・ 県内企業の参入を促進するため技術者の習熟レベルに応じた人材養成を継続していく必要がある。
- ・ 特にCNFは、まだ高価格のため利用拡大によるさらなる低価格化が求められているほか、製品化・商品化には、規格の標準化が不可欠であり、木材由来のCNFだけでなく、本県独自の柑橘ナノファイバーなどの地域資源を原料としたCNFについても同様の取り組みが必要である。
- ・ 産学官が連携した研究開発を推進するためには、最新の研究機器の導入が不可欠である。

【愛媛県内の取組】

- ・ 高機能素材を活用した県内企業の参入を支援するため、引き続き、人材養成に取り組むとともに、CNF関連産業の創出に向けて、「愛媛CNF産業振興ビジョン」の基本戦略に従い、本県オリジナル素材となる柑橘ナノファイバーの規格化や安全性を確認するほか、社会実装化に向けた複合化技術の確立などに取り組んでいく。

【実現後の効果】

- ◇ CO₂排出量の削減による地球温暖化防止への貢献
- ◇ 高機能素材関連産業の創出による国内経済の活性化

県担当部署：経済労働部 産業支援局 産業創出課

37 外国人材受入れの適正化及び円滑化と地域の実情に応じた制度の拡充について

【法務省・厚生労働省】

【提案・要望事項】

地方が外国人材を適正かつ円滑に受け入れるための施策を講じること。

(1) 特定技能制度の円滑な運用への支援

- ・制度の周知とともに、円滑な試験実施及び資格取得手続に努めること。
- ・大都市圏へ偏在を防ぎ、地方のバランスに配慮した仕組みを構築すること。

(2) 技能実習制度の円滑な運用への支援

- ・研修や技能講習での言語サポート等の取組みへの支援を拡充し、送出国の多様化を踏まえた優良な送出国の開拓に必要な支援を行うこと。

(3) 介護人材の受け入れの円滑化

- ・各種制度により受け入れた外国人介護人材が、介護福祉士国家資格を取得しやすくなるよう、必要となる実務者研修等の受講支援や、試験において英語等での受験を可能とするなどの支援を拡充すること。

(4) 外国人材に向けた支援体制の充実

- ・日本語や各業種の専門知識についての習得、生活面での支援など、サポート体制の一層の充実を図ること。

【現状と課題（背景・理由等）】

【背景】

- 平成31年4月から、新たな在留資格「特定技能」による外国人労働者の受入れが始まった。しかし、地方においては、大都市圏偏在への懸念や情報不足による受け入れ企業側と外国人材側双方の不安が払拭されない状況。
- また、技能実習制度においては、不適切な受け入れや失踪等が問題となっており、監理団体や受入企業における法令順守などの受入れ適正化のほか、実習生の特定技能への移行による中長期滞在も見据え、専門知識の習得や日本語教育、日常生活等の支援を強化する必要性が生じている。
- 本県では、外国人労働者に占める技能実習生の割合が68.2%と全国で3番目に高く、県中小企業団体中央会や関係機関において、受入組合への研修や技能実習生への講習を行うほか、経済連携協定により来日した介護人材については学習経費を助成するなどの支援を行っている。また、ベトナムやミャンマー、カンボジア、インドネシアなど実習生を送り出す国との関係構築にも積極的に取り組んでいる。

【施策の拡充及び地域における取組支援の必要性】

- 特定技能制度の円滑化に向けて、国は、送出国側の制度も含めた十分な情報提供や、外国人材の偏在を防ぐ仕組みの構築により、受入れ事業者の懸念を払拭するとともに、外国人材の生活環境等への不安払拭にも取り組む必要がある。
- また、技能実習制度の円滑化や実習生の失踪防止を図るためには、制度を所管する国が、受入組合や実習実施企業への指導監督に加え、地域の指導機関や組合等の主体的な取組みを支援していくことが重要である。
- 特に介護分野においては、各種制度の趣旨に沿った適正な対応のほか、介護福祉士国家資格の取得促進や、日本語や介護技術習得等に対する環境整備を進めていく必要がある。

【実現後の効果】

- ◇ 円滑な外国人材の受入れに伴う人手不足の解消、送出国の信頼獲得
- ◇ 特定技能制度及び技能実習制度の適正運営による、企業等の生産力向上

県担当部署：経済労働部 産業雇用局 労政雇用課産業人材室
保健福祉部 社会医療福祉局 保健福祉課

IV 地域経済の活性化

～地方創生につながる活力ある産業の実現～

《農林水産業》

38 アコヤガイ大量へい死への対応について

【農林水産省（水産庁）】

【提案・要望事項】

令和元年夏季に発生したアコヤガイ大量へい死への対策を講じること。

(1) 国主導による早急な原因究明

- ・各県の原因究明に係る調査・研究を支援するとともに、国主導で関係県と連携した調査・研究を行うこと。

(2) 漁場環境の変動等に強い貝づくりへの支援

- ・遺伝的多様性に配慮しつつ感染症や漁場環境の変動等に強い貝づくり、及び適切な飼育管理に係る研究開発への支援を行うこと。

(3) 稚貝生産施設の整備への支援

- ・県・市町・漁協等が設置する稚貝生産施設の整備への支援を行うこと。

(4) 外国産アコヤガイ導入のための防疫体制の構築

- ・外国産アコヤガイ導入に関し、感染症リスク等に備えた防疫体制を構築すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

- 本県の真珠母貝・真珠養殖業は、日本一の生産量、生産額を誇り、本県南予地域の基幹産業として、本県水産業を牽引する重要な産業であるだけでなく、真珠母貝の供給県として全国の真珠生産を支える極めて重要な地位を占めているが、令和元年7月以降、アコヤガイの稚貝と母貝にへい死が見え始め、稚貝では平年に比べ約7割が、母貝では約2割がへい死するなど、これまで経験したことのない事態が発生した。

このままでは、真珠生産量の大幅な減少や真珠品質・価格の低下が懸念され、生産者は将来に向けての不安から生産意欲が減退している状況にあり、今後の真珠母貝・真珠養殖業の経営や真珠産業に重大な影響を与えることが危惧される。

原因として、漁場環境の特異な変化や密殖等の飼育管理などが想定されるほか、近交弱性や未知の感染症の疑いもあり、現在、本県をはじめ、国や関係県の研究機関等において調査・研究を行っているが、未だ究明には至っていない。

【愛媛県内の取組】

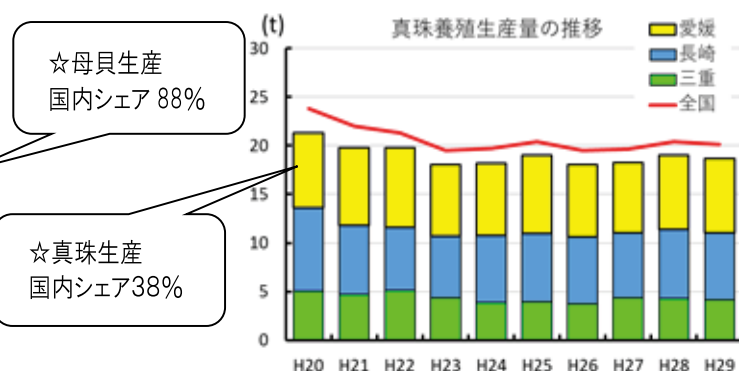
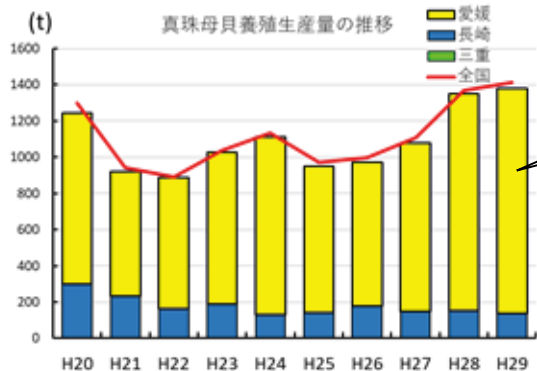
- 本県は真珠生産の要となる稚母貝の産地であり、県、町、漁協等が稚貝生産施設を設置し、自県はもとより関係県への安定供給を支えているが、施設・設備の老朽化や不備等により、生産の不安定さや生産時期の制約に苦慮している状況にある。
- 県、真珠関係団体、大学、市町で連携して「アコヤガイへい死対策協議会」を設置し、原因究明と被害の最小化に向けた対策を検討するとともに、県内の種苗生産施設において緊急の種苗生産を行うなど、生産現場としてできる限りの対応を行っている。
- 平成8年からの赤変病対策として感染症に強い貝の開発や、温暖化に対応可能な高水温に強い貝の開発にも取り組んでいるが、優良アコヤガイの選抜に伴い近親交配が進みやすい傾向にあるため、遺伝的多様性にも配慮する必要がある。
- 生産現場から、強い貝づくりに向けて外国産アコヤガイの導入を望む声が上がっているが、海外から未知の感染症を持ち込むリスクもあるため、赤変病発生と同じ轍を踏まないよう、導入にあたっては十分な防疫体制を構築する必要がある。

【実現後の効果】

- ◇真珠母貝・真珠養殖業が持続・発展することにより、本県水産業全体の振興が図られる。
- ◇関係県に稚貝を安定的に供給することにより、我が国水産業全体の振興が図られる。

県担当部署：農林水産部水産局水産課

○愛媛県の真珠母貝・真珠養殖の生産量は日本一



○大量へい死による真珠母貝・真珠養殖への影響

年度	令和元年度(2019年度)												令和2年度(2020年度)												令和3年度(2021年度)												令和4年度(2022年度)											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
16年産種苗	(越物・4年貝)											浜揚げ																																				
17年産種苗	(当年物・3年貝)											浜揚げ	(越物・4年貝)											浜揚げ																								
18年産種苗	稚貝育成			母貝養殖						出荷			(当年物・3年貝)											浜揚げ	(越物・4年貝)											浜揚げ												
19年産種苗	稚貝育成			母貝養殖						出荷			(当年物・3年貝)											浜揚げ	(越物・4年貝)											浜揚げ												
19年産種苗(緊急)				外套膜異常、大量へい死																																												
20年産種苗(緊急)				稚貝育成						母貝養殖			出荷			(当年物・3年貝)											浜揚げ												※夏入札予定									
真珠母貝養殖への影響	へい死 × ×			◀▶ やや影響						↔ 大いに影響																																						
真珠養殖への影響	へい死 × ×									◀▶▶ やや影響						↔ 大いに影響						↔																										

○原因究明の進捗状況

(令和2年4月現在)

試験	想定される原因	研究内容	実施機関	進捗状況等
環境要因調査	水温・塩分	高水温期の水温変動、水温変動に大きな影響を及ぼす急潮の発生状況、黒潮の流れ等を整理し、過年度との比較により、へい死との関連性を調べる。	大学、県	実施中
	餌(クロロフィル)	過年度との比較により、へい死との関連性を調べる。	大学、県	実施中
	赤潮	赤潮の発生状況を整理し、へい死との関連性を解析する。	大学、県	実施中
	漁場環境の悪化、老朽化	宇和海全域の漁場環境(水質、底質)の変動を整理し、へい死との関連性を解析する。	大学、県	実施中
感染症に関する原因調査	感染症	国の研究所に衰弱している貝を送付し、病理学的手法、病原体分離法及び分子生物学的手法により死亡原因の絞り込みを実施する。	国、県	実施中
		アコヤガイの各組織の組織像の観察、病原体分離手法及び分子生物学的手法を用い、死亡原因の絞り込みを行う。	国、県	サンプル採取済み
		同居感染法及び注射法による感染試験を実施する。	県	実施中
赤変病(平成8年の大量死の原因)	遺伝子解析により、赤変病との関連性を調べる。	県	赤変病でないことを確認済み	
調査 多様性 遺伝的	近親交配による貝の弱体化	本県で生産されたアコヤガイの遺伝的多様性を調べ、近交弱勢が生じているか調べる。	国、大学、県	サンプル収集中
疫学調査	疫学情報の収集	漁業者にへい死や養殖管理の状況等を聞き取りし、へい死との関連性を解析する。	県、漁協、漁連	アンケート調査実施済み

39 強いえひめ農業を支える基盤整備の推進について

【財務省・農林水産省】

【提案・要望事項】

強いえひめ農業を支える基盤整備の推進に必要な予算を安定的に確保するとともに、国営事業を着実に推進すること。

(1) 農業農村整備事業の推進

- ・ 農業農村整備事業関係予算の総額を当初予算で確保すること。

(2) 「道前道後用水地区」など国営事業3地区の推進

- ・ 「道前道後用水地区」の令和4年度事業着手に向け全体実施設計を3年度に終わるとともに、「道前平野地区」「南予用水地区」を着実に推進すること。

(3) 力強い産地形成に向けた基盤整備の推進

- ・ 農業競争力強化基盤整備に係る当初予算を継続的に確保すること。

(4) ため池の防災減災対策の推進

- ・ 改修や耐震化等ハード対策に必要な当初予算を継続的に確保すること。
- ・ ハザードマップ作成等ソフト対策への支援を継続すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○農業農村整備事業の推進

多様な担い手の確保・育成につながる基盤整備、農業水利施設の長寿命化対策、県土の7割を占める中山間地域の振興対策、農村地域の防災減災対策などの農業農村整備を計画的かつ着実に推進していくためには、安定的な財源の確保が不可欠である。

○「道前道後用水地区」など国営事業3地区の推進

- ・ 道前道後用水施設は、道前道後平野の農地約10,000haの営農を支える施設であるが、老朽化や調整池等の耐震性能の不足が明らかとなっており、国営事業に早期着手する必要がある。
- ・ 「道前平野地区」は、大規模経営の促進や水田フル活用の高度化などの取組を加速するため、650haのほ場整備や排水対策を早急に進める必要がある。
- ・ 「南予用水地区」は、日本屈指の柑橘産地7,200haの高品質生産に不可欠な施設であり、長寿命化対策や耐震対策を早急に進める必要がある。

○力強い産地形成に向けた基盤整備の推進

農業従事者の減少・高齢化に加え、TPP11や日米貿易協定の発効など農業を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、多様な担い手を確保・育成し、収益力を高めていくためには、土台となる生産基盤の強化が不可欠である。

○ため池の防災減災対策の推進

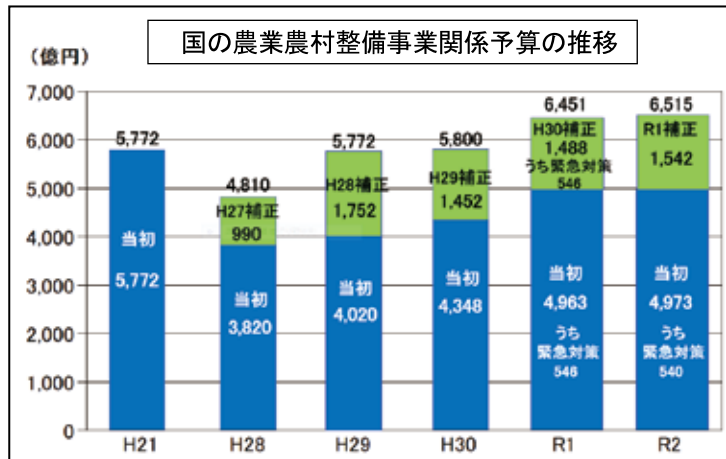
頻発化・激甚化する集中豪雨や南海トラフ地震の発生に備え、改修や耐震化等のハード対策を進めるとともに、ハザードマップ作成等のソフト対策や適正管理に向けた体制づくりを国の定額助成等を活用しながら積極的に支援しているが、優先すべき防災重点ため池は、西日本豪雨災害を踏まえた再選定により、約5倍の1,755か所に増加し、多額の予算と期間が必要である。

【実現後の効果】

- ◇ これまでの基盤整備により、安定生産やえひめブランドを確立してきたが、更に、高収益作物への転換を可能とする基盤整備を加速化することで、経営感覚に優れた担い手の確保・育成や輸出の拡大、海外産品との差別化による農業収益力の強化が図られ、競争力のある強いえひめ農業が確立される。

県担当部署：農林水産部 農業振興局 農地整備課

(1) 農業農村整備事業の推進



- 国の農業農村整備事業関係予算は、毎年、着実に増加しているが、補正予算に大きく依存。
- 地元の整備要望に応えながら、本県の喫緊の課題である担い手対策や防災減災対策等を計画的かつ着実に推進していくためには、安定的な財源である

当初予算での必要額確保が必要

(2) 国営事業3地区の推進

①「道前道後用水地区」の早期事業着手

- ・施設の長寿命化対策、耐震対策
- ・用水の安定供給
- ・水管理の適正化

②「道前平野地区」によるほ場整備の推進

- ・大区画化、排水対策
- ・担い手農家への農地集積
- ・高収益作物への転換

③「南予用水地区」による水利施設の保全の推進

- ・施設の長寿命化対策、耐震対策
- ・高品質化・ブランド化の促進
- ・産地間競争に強い樹園地を創造

(3) 力強い産地形成に向けた基盤整備の推進

【生産基盤の強化】

- 水田の大区画化や汎用化、樹園地の緩傾斜化
- 農業水利施設の長寿命化、水利利用の高度化
(農地中間管理機構関連農地整備事業、水利施設等保全高度化事業等の農業競争力強化基盤整備事業を活用)

連携強化



【各種施策】

- 新規就農者等多様な担い手の育成・確保
- 優良品種・品目への転換
- 農地中間管理事業

臨時・特別の措置等により
R2年度の必要額は確保されたが、
継続的な予算確保が必要

- 担い手の規模拡大・経営の多様化
- 高収益作物の生産拡大・高品質化
- 新規就農者の確保・定着

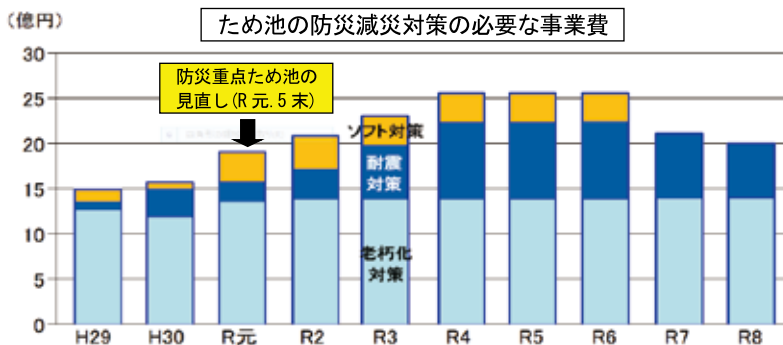
力強い産地の形成

(4) ため池の防災減災策の推進

愛媛県内のため池総数 3,147 か所、うち防災重点ため池 1,755 か所 (見直し前 355 か所)

ハード対策

- 老朽化対策：R元から20年間で防災重点ため池約300か所を優先的に実施。
- 耐震対策：H29から10年間で緊急性の高い約30か所を実施。



ソフト対策

ハザードマップ作成を最優先に
防災重点ため池1,755か所全ての
作成を支援。(R6完了見込み)

防災重点ため池が大幅に増加したため、R2年度までとされている
定額助成の延長が必要

3か年の緊急対策等により
R2年度の必要額は確保されたが、
継続的な予算確保が必要

競争力のある強いえひめ農業の確立

40 果樹経営支援対策の充実・強化について

【農林水産省】

【提案・要望事項】

日米貿易協定やTPP11等による影響が懸念される中、果樹農家が抱える不安を取り除き、将来に向け安心して営農ができるよう、果樹経営支援対策の充実・強化を図ること。

(1) 果樹産地活性化対策の強化

- ・産地生産基盤パワーアップ事業について、中長期的に継続実施するとともに、成果目標の拡充等を行うこと。
- ・果樹支援対策について、同一品種の改植を補助対象とする等の拡充を行うこと。

(2) ドローン等無人航空機による防除の推進

- ・ドローン等による防除に使用できる農薬の適用拡大を進めること。

【現状と課題（背景・理由等）】

1 産地生産基盤パワーアップ事業（国補正予算）

- 今後、日米貿易協定やTPP11等に対応し得る果樹産地づくりを進めていくに当たり、施設化による高品質果実生産は産地活性化に向けての重要な取組。
- そのため、TPP等関連対策として国補正予算で措置されている、ハウス等の生産資材導入を可能とした産地生産基盤パワーアップ事業について、中長期的に継続実施するとともに、産地がより安心して前向きに取り組めるよう、事業の継続や成果目標項目の拡充等の運用改善が必要。

2 果樹支援対策（国当初予算）

- 本対策は、優良品種への改植や改植後の未収益期間、園内道整備等への支援を行う重要な事業であり、本県においても大いに活用。
- 一方で、長年にわたって産地を支え続けている温州みかんや伊予柑等の主力品種については、樹齢31年生以上が40%を超えるなど老木化が進んでおり、単収の低下や管理作業の非効率化が産地の課題となっている。
- 今後、果樹の生産量維持・拡大を目指すにあたり、同一品種の改植による若返りを一層促進し、生産力の向上を図るため、果樹支援対策について、同一品種の改植も補助対象とする等の拡充が必要。

3 ドローン等無人航空機防除で使用できる農薬の適用拡大

- 本県のかんきつ園の防除において、平成30年7月に発生した西日本豪雨災害をきっかけに、スプリンクラー防除の代替手法として実施したドローン等無人航空機防除への期待が高まっており、県では農業者向けのセミナーを開催するなど、利用拡大に努めている。しかしながら、現状では使用できる登録農薬は2剤しかなく、県では農薬メーカーに働きかけ、一部の農薬について適用拡大試験を行っているところであるが、さらなる拡大が必要。
- 国では、平成31年3月に検査コストの大幅削減や農薬散布目標面積の設定等を行ったところであるが、さらに、かんきつ園における将来需要を掲示する等により、特にかんきつにおいて優先順位の高い農薬の早期適用拡大が喫緊の課題となる。

【実現後の効果】

- ◇ 産地の維持・強化に繋がる園地の若返りや優良品種の導入が図られる。
- ◇ 果樹農家の経営安定と産地及び地域の体質強化が図られる。
- ◇ ドローン等無人航空機による新たな省力的防除技術の普及が図られる。

県担当部署：農林水産部農業振興局農産園芸課

41 畜産経営支援対策・家畜伝染病対策の強化について

【農林水産省】

【提案・要望事項】

畜産農家が将来にわたり希望を持って経営に取り組めるよう、畜産経営支援対策・家畜伝染病対策を強化すること。

(1) 畜産経営支援対策の強化

- ・畜産農家の収益性向上や畜産産地の維持・拡大等に資する施設機械の整備に必要な予算を中長期的に継続して確保すること。

(2) 家畜伝染病対策の強化

- ・CSFまん延防止・感染予防及びASF侵入防止のために必要な措置を強化すること。
- ・家畜伝染病の侵入・まん延防止のための予算を十分に確保すること。
- ・国における防疫資材備蓄など広域的な支援体制を強化すること。
- ・家畜伝染病の防疫拠点である家畜保健衛生所の機能強化に必要な予算を確保するとともに、補助対象を拡充すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

- 近年の畜産情勢は、担い手の高齢化や後継者不足に加え、TPP11等国際貿易協定の相次ぐ発効により、畜産農家の将来への不安感が高まっており、畜産生産基盤の強化に対する支援を望む声が多い。国では、畜産生産基盤を強化する「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」を補正予算で措置しているが、引き続き、本県畜産農家の大半を占める中小規模の家族経営の畜産農家へも支援が行き渡るよう、中長期的な継続実施と予算額の確保が必要。
- 高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫が、東アジアを中心とした近隣諸国で継続的に発生しているなか、平成30年9月、国内で26年ぶりに発生したCSFは、いまだに終息が見えておらず、更には、現状ではワクチンや治療法が存在しないASFが、中国や韓国などのアジア諸国で猛威を振るい、家畜伝染病の発生が身近に迫っている。
- CSFの予防的ワクチン接種は、現在は感染県及びその周辺県が推奨地域に指定されているが、今年1月に感染地域から離れた沖縄県の発生により、生産者の不安が高まっており、ワクチン接種等の要望が上がっている。
- 国では、年々増加する訪日外国人旅行者に対応し、全国の主要な空海港において輸入検疫等の水際対策を実施しているが、本県では、国際チャーター船が他の港へ寄港しており、国際線が就航する地方空港も含め、検疫など水際対策の強化が必要。
- 家畜伝染病が発生した場合の被害は甚大なものとなるため、予防に努めるとともに、迅速・的確な初動対応によりまん延を防止する必要があるが、本県では、家畜伝染病の発生に備えて、高病原性鳥インフルエンザでは10万羽規模、CSFでは3千頭規模の発生に対応した24時間の防疫作業に必要な資機材を備蓄するとともに、全庁的な動員体制を整備しているが、それ以上の対応は保管能力等から限界があるため、国における防疫資材備蓄や防疫作業動員体制の充実など広域的な支援体制の強化が必要。
- 家畜伝染病の発生に際し迅速かつ的確な活動を行う防疫拠点として、家畜保健衛生所の機能を強化する必要があるが、現在、消費・安全対策交付金の補助対象は高度バイオセキュリティ対応施設の整備等に限られ、施設全体の整備は対象外となっている。

【実現後の効果】

- ◇ 畜産農家が将来を見据えて経営の維持・発展に取り組むことが期待。
- ◇ 家畜伝染病や生産性を低下させる慢性疾病対策が充実・強化されることで、地域での家畜衛生レベルの向上が期待。

県担当部署：農林水産部 農業振興局 畜産課

42 農林水産物の輸出促進及び競争力強化について

【農林水産省（水産庁）】

【提案・要望事項】

農林水産物の輸出促進や競争力強化への対策を講じること。

(1) 各国への輸出における障壁に係る対策

- ・インドネシアに対し、残留農薬検査品目リストにかんきつを加えるよう働きかけること。
- ・各国に対し、輸出規制の改善について働きかけること。

(2) 次世代有望品種の知的財産の保護への支援

- ・新品種の海外品種登録に係る予算の確保等、継続的な支援を行うこと。

【現状と課題（背景・理由等）】

○各国への農林水産物の輸出の現状と課題

本県では、将来の国内市場縮小を見据え、東アジア等への市場開拓に取り組んでいるが、かんきつについては、インドネシア、ベトナム、中国に対してはそもそも輸出ができないほか、台湾やEUでは高い残留農薬基準、さらに、タイやニュージーランドでは、生産地域指定等の問題により輸出が困難な状況。また、水産物についても、中国、台湾、韓国等では科学的根拠に基づかないまま輸入規制措置を継続している。

インドネシアにおける残留農薬検査品目リストにかんきつを加えることや、ベトナム、中国との植物検疫協議の加速化、さらには、科学的根拠に基づかない輸入規制措置の改善に向け、各国への政府レベルでの働きかけが必要。

○次世代有望品種の知的財産の保護に係る現状と課題

現在、国が育成した「シャインマスカット」や本県のかんきつ品種等が海外で無断栽培され、我が国農産物の大きな損失となっており、次世代有望品種の知的財産の保護は重要な課題。本県においては、新たに開発したかんきつ新品種「愛媛果試第48号（商標名：紅プリンセス）」について、中国、韓国での品種登録を目指し、令和元年度に国の植物品種等海外流出防止総合対策事業を活用して出願したが、登録完了までには数年を要するため、当該事業の十分な予算確保等、継続的な対策が必要。

【実現後の効果】

- ◇ 県産農林水産物の輸出事業が安定し、需要が拡大することで、国内外での価格形成力がより高まり、産地の活性化が期待できる。
- ◇ 本県農林水産業が国内外との競争に打ち勝つよう体質を強化することにより、本県農林水産業全体の維持・発展が図られる。

県担当部署：農林水産部農政企画局ブランド戦略課、
農業振興局農産園芸課、水産局漁政課

43 農林漁業の担い手確保対策の強化について

【農林水産省】

【提案・要望事項】

高齢化が進む中、新規就業が進んでいない農林漁業において、意欲ある担い手を確保するための対策を講じること。

(1) 農業担い手確保対策

・新規就農者への農業次世代人材投資資金の交付を継続し、予算を安定的に確保すること。

(2) 林業担い手確保対策

・林業・木材産業団体の制度改革に向けた活動を支援し、出入国管理及び難民認定法の「技能実習」における2号移行対象職種へ「林業・木材産業」を追加すること。

(3) 漁業担い手確保対策

・就業直後の収入が不安定な時期の生活を支える制度を創設すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○新規就農者の確保と担い手の支援（農業）

農業次世代人材投資資金は、研修中や就農直後の収入が不安定な時期を支える、新規就農者の確保・育成に不可欠な生活資金として定着しており、新規就農者は交付事業創設前に比べて大幅に増加しているため、引き続き、要件を満たした交付対象者及び希望者に対し、混乱なく交付できるよう、安定した事業継続と十分な予算を確保する必要がある。

○「林業・木材産業」の外国人技能実習2号対象職種への追加（林業）

農林水産業のうち林業・木材産業については、技能実習制度上、3年間の実習が可能となる2号対象職種として設定されていないため、実習生が1年で帰国しなければならず、林業の技術移転の障害となっているとともに、受入れに要する渡航や研修の経費が割高となっている。

○漁業の担い手の減少（漁業）

研修後も漁業技術の習得まで相当な期間を要し、また漁業施設等の取得に多額の資金が必要となるなど、就業直後は収入が不安定になるため、生活を下支える青年就漁給付金制度を創設する必要がある。

【愛媛県内の取組】

○新規就農者を研修するJA等への支援（農業）

新規就農者の掘り起しから体験研修、研修、就農開始、定着支援を連続で一貫して積極的に取り組むJA等に対して、新規就農者の受入れ体制の整備や、就農定着に向けた支援に積極的に取り組んでいる。また、農業大学校で、時代に即した実践教育を行うなど、新規就農者の確保に努めている。

○外国人技能実習生受入れへの支援（林業）

外国人技能実習生受入れに対して、平成29年度から「林業担い手外国人受入れモデル事業」により、外国人技能実習生受入れの体制の整備や全国への情報発信を行い、制度改革に向けた機運の醸成に努めている。

また、木材産業に対しては、掛かり増しとなる初期経費に支援を行っている。

○担い手の確保・育成体制の整備（漁業）

新規漁業就業者に対して、平成29年度から就業前の事前教育や就業後の講習に要する経費に対し支援を行っている。

【実現後の効果】

- ◇ 次代を担う新規就業候補者の確保・育成
- ◇ 人手不足が深刻化する農林漁業の担い手の確保
- ◇ 農山漁村の活性化

県担当部署：農林水産部農政企画局農政課農地・担い手対策室、
森林局林業政策課、水産局水産課

44 鳥獣被害防止対策の強化について

【農林水産省・環境省】

【提案・要望事項】

鳥獣被害防止対策のための支援強化を行うこと。

(1) 野生鳥獣による農作物等被害防止対策の推進

- ・農作物等被害防止対策の推進に必要な予算を継続して確保すること。

(2) 有害鳥獣捕獲従事者の確保に向けた狩猟免許保持者の負担軽減

- ・有害鳥獣捕獲実績に即してハンター保険料等を支援するなど、捕獲のインセンティブを高める仕組みを創設すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○野生鳥獣による農作物等被害防止対策の推進

野生鳥獣による農作物等被害やイノシシ等の住宅地への出没による生活環境被害は、産地、ひいては地域の存続や安全安心な生活に関わる深刻な問題であり、その対策を推進するための予算確保が重要であるが、鳥獣被害防止総合対策交付金については、平成 27 年度以降、配分額が不足していることから、一層の予算確保が求められる。

○有害鳥獣捕獲従事者の確保に向けた狩猟免許保持者の負担軽減

過疎化、高齢化が進む地域の有害鳥獣捕獲体制の強化には、狩猟免許保持者を確保して捕獲体制を強化することが不可欠であるが、狩猟免許の保持に当たっては経済的負担が必要となることから、継続的な保持や新規の取得を促すため、有害鳥獣捕獲実績に即して既存対策の対象とならない保険料、猟友会費等を支援するなど、捕獲のインセンティブを高める仕組みが必要。

【愛媛県内の取組】

○被害防止のための施設整備及び狩猟者の負担軽減支援

県では、国の採択要件（受益戸数）を満たさない防護柵・防鳥ネット・獣肉処理施設内の機器等の整備、前年度に有害鳥獣捕獲実績を有する者へのハンター保険料等について、県単独で補助を行っている。

【実現後の効果】

- ◇ 国策に基づく継続的な被害防止対策の実施
- ◇ 有害鳥獣捕獲の従事者確保と捕獲強化、被害防除による被害軽減

県担当部署：農林水産部 農業振興局 農産園芸課

45 林業の成長産業化に向けた支援の強化について

【農林水産省（林野庁）】

【提案・要望事項】

林業を地域の成長産業へ育成する「えひめ森林・林業振興プラン」の推進に向け、支援を強化すること。

(1) 森林整備・路網整備への支援

- ・ 植栽、下刈り等に係る森林所有者への支援を充実・強化すること。
- ・ 造林間伐及び林道等の開設・改良に必要な予算を確保すること。

(2) スマート林業の推進・木材産業の競争力強化への支援

- ・ ICT等の先端技術を活用したスマート林業の実現や木材産業における高品質商品の生産体制構築に必要な予算を確保すること。

(3) CLTの早期普及への支援

- ・ 高い普及効果が見込まれ、先導的な役割を果たす公共施設等への活用に対する支援を継続・強化すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

- 本県では、林業の成長産業化に向け、県産材の増産と需要拡大を重要課題と位置付け、主伐の推進による安定供給体制の構築と森林資源の循環利用を目指している。
しかしながら、長引く木材価格の低迷に加えて、植栽・下刈り等保育作業員の不足やシカ被害の対策等により、自伐林家等を含めた森林所有者の負担増が深刻な問題となっており、主伐の推進と伐採後の確実な再造林を実施するため、間伐等特措法の改正・延長に加え、国庫補助率の引上げ等の支援強化や、造林間伐及び林道等の開設・改良に必要な予算の確保が必要である。
- また、国際競争力の高い林業・木材産業への転換を図るためには、ICT等の先端技術を活用したスマート林業の導入、林業専用道等の路網整備や高性能林業機械の導入などの基盤整備に加え、木材加工施設の大規模化・高効率化による生産コスト削減、非住宅分野・海外輸出等の新たな木材需要の拡大が急務であり、こうした取組を支援する予算を安定的に確保する必要がある。
- さらに、CLTは、中高層建築物などでの利用による新たな木材需要創出が期待され、国においては、令和2年度を終期とするロードマップにより、需要拡大を目指しているが、現状では、認知度の低さや設計技術者の不足等が喫緊の課題となっているため、高い普及効果が見込まれ、先導的な役割を果たす公共施設等への活用支援が重要となっている。

【愛媛県内の取組】

- 本県では、「えひめ森林・林業振興プラン」に基づき、主伐の導入による県産材の増産を促進することで、森林資源の循環利用、加工流通の拡大、競争力の向上を図るとともに、林業・木材産業を地域の成長産業へ育成することで、地域雇用の拡大を目指しており、これらの実現に向け、再造林の確保や担い手の育成などに対して県独自の支援を実施してきたほか、CLT建築物の建設や海外輸出の促進による県産材の需要拡大など、様々な課題の解決に取り組んでいる。

【実現後の効果】

- ◇ 森林の保全・整備と資源の循環利用
- ◇ 二酸化炭素の固定化により、森林吸収源として大きく貢献
- ◇ 山村地域の雇用拡大

県担当部署：農林水産部 森林局 林業政策課・森林整備課

46 持続的な水産資源の確保に向けた技術開発の強化について

【農林水産省（水産庁）】

【提案・要望事項】

新たな養殖技術や環境・資源管理技術などの技術開発に係る研究施設の整備に対する支援を行うこと。

- ・ 浜の活力再生・成長促進交付金を拡充し、種苗生産施設等に加えて技術開発に係る研究施設を補助対象とすること。

【現状と課題（背景・理由等）】

- 水産研究センターは、技術開発はもとより、マダイ等の種苗を安定的に生産・供給するなど、本県の水産業を支えており、養殖業では、スマの完全養殖、チヨコブリ等養殖魚の高付加価値化、低魚粉飼料の開発、マハタ・クエのワクチン開発、優良アコヤガイの選抜育種や遺伝子系統保存、漁船漁業ではタチウオ等の管理手法確立、SNSを利用した資源動向の情報発信などの新たな技術を開発し、漁業者がその技術を活用して所得向上を目指すなど、浜の活力再生プランの実現に大きく寄与している。
- しかしながら、現有の施設は建設から約40年が経過して老朽化が進んでおり、漁協大合併を踏まえ、広域浜プランの実現に向けた技術支援や令和元年夏季に発生したアコヤガイ大量へい死への対応、新たな技術である5GやAIを活用した魚病・赤潮診断等の技術開発、赤潮の発生メカニズム解明と被害防除技術開発、DNAマーカーを用いた資源評価解析、AIによる有用資源の漁場解析など、漁業者が要望する新たな技術への対応が喫緊の課題となっている。
- このため、県においては令和2年度から順次施設改修を行うこととしているが、現行の「浜の活力再生・成長促進交付金」においては、種苗生産施設等は補助対象とされているものの、多様な漁業者の所得向上に寄与する新たな技術を開発する研究施設については補助対象とされていない。
- 今後、漁業者の効率的かつ安定的な漁業経営のために必要な技術開発を進めるためにも、これらに係る研究施設を補助対象に拡充する必要がある。

【実現後の効果】

- ◇最新鋭研究施設の整備により、新たな技術開発に対応するための最先端の研究が可能となる。
- ◇開発した技術を漁業者が活用することにより、所得の向上・経営の安定化が図られ、浜の活力再生プランの実現及び持続的な水産業の発展に寄与する。

県担当部署：農林水産部水産局水産課

47 海外における日本の地名の商標登録問題への 取組強化について

【経済産業省（特許庁）・農林水産省】

【提案・要望事項】

日本の主要な地名（都道府県名等）の保護を図ること。

(1) 県名の公知の外国地名としての認識徹底の働きかけ

- ・主要な地名（都道府県名等）等について、冒認出願されたとしても拒絶されるよう、公知の外国地名としての認識の徹底を各国に働きかけること。

(2) 公告事案等に係る情報提供の強化

- ・公告や登録時に、自治体が的確に対応できるよう、定期的な情報提供などの支援措置を講じること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○「愛媛」の商標公告・登録

中国では、『愛媛』の商標出願が近年増加しており、平成30年には、29類（動物性食品等）で2件公告されたことから、それぞれ異議申立を行い、令和元年に愛媛県の主張が認められたところ（確定したかどうかは未定）。

また、24類（タオル等）では平成28年に登録されたことが平成30年に判明したが、取消審判請求等に係る費用や証拠収集の労力等を踏まえて、対抗措置を断念した。

そもそも、中国における商標制度において、公知の外国地名は出願が拒絶されるべきものであるにもかかわらず、方式審査・実体審査を経て公告されたことは、『愛媛』が公知の外国地名として認識されていないと懸念している。

○国による取組等

特許庁の委託事業により、ジェットロ北京事務所及び交流協会台北事務所に「冒認商標問題特別相談窓口」が設置され、現地法の専門家が個別相談に対応している。

ジェットロ北京事務所では、日本の都道府県名等に関する商標出願・登録状況を年に4回調査しているが、中国において公告された場合、3か月の異議申立期間内に対抗措置を採らなければ登録され、登録後に取消審判請求や無効宣告請求等を行う場合、費用や労力等の負担がかなり大きい。

異議申立等の手続きを的確に行うために、個々の自治体が継続して情報収集することは困難であり、諸外国にジェットロ等の拠点を有する国において、2～3か月に1回程度、情報提供を行うことを求める。

○愛媛県の取組

平成22年に中国で『愛媛／Ehime』を31類・32類で登録（平成31年更新）したほか、国際的な商標問題に係る対応策の意識啓発等を行っている。

県担当部署：企画振興部総合政策課、経済労働部経営支援課、
農林水産部ブランド戦略課

IV 地域経済の活性化

～地方創生につながる活力ある産業の実現～

《文化・スポーツ》

48 四国遍路の世界遺産暫定一覧表への記載について

【文部科学省（文化庁）】

【提案・要望事項】

四国遍路の世界遺産暫定一覧表への記載

- ・四国が誇るべき四国遍路は、四国4県と、関係市町村、大学、霊場会、経済団体等が一体となって世界遺産登録に向けた取り組みや気運の醸成を図っており、国においても人類共通の遺産として将来にわたり保存・継承するため、世界遺産候補として暫定一覧表への追加記載を行うこと。
- ・札所・遍路道の文化財指定に必要な調査に関する予算の総額確保及び愛媛県への重点的な予算配分を行うこと。

【現状と課題（背景・理由等）】

四国遍路は、四国の島一円に広がる弘法大師ゆかりの多数の霊場を巡る周回巡礼である。四国遍路には最終目的地がなく、巡礼者は霊場を巡りながら地域と交流し、地域の人々は道標等の整備や接待を通じて継続的な巡礼を支えた。四国の地と密接に結び付き、巡礼者と地域の人々が相互に救いをもたらしながら今日まで続く四国遍路は、多様な個人を救済する信仰の形を伝える証拠であり、世界文化遺産にふさわしいものである。

平成19年に四国4県及び58市町村が共同で提案した「四国八十八箇所霊場と遍路道」は、世界遺産暫定一覧表記載候補の中では最上位の「カテゴリ-I a」の評価を受けており、平成22年には、産官学民が一体となって「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会を設立した。

平成28年には4県知事や協議会会長等が文化庁に対し暫定一覧表への記載を求める提案書を提出したところであり、国から示された課題を解決するため、札所と遍路道の文化財指定を迅速に進めるとともに、国内外の同種の資産との比較研究等幅広い観点から普遍的価値を証明するための理論構築に取り組んでいる。

他方、国では、文化審議会における調査・審議が平成20年以降行われていないが、令和元年7月に「百舌鳥・古市古墳群」が世界遺産に登録され、国の暫定一覧表の記載物件は文化遺産が6件まで減少しており、追加記載に向けた手続きを進めなければならない状況となっている。



【愛媛県内の取組】

○史跡 伊予遍路道〔観自在寺道（愛南町）、稻荷神社境内及び龍光寺境内（宇和島市）、仏木寺道（宇和島市）、明石寺境内（西予市）、大寶寺道（西予市）、横峰寺道（西条市）、横峰寺境内（西条市）、三角寺奥之院道（四国中央市）〕

八幡浜街道笠置峠越（八幡浜市・西予市）

○名勝 星ヶ森（横峰寺石鎚山遥拝所）（西条市）

【実現後の効果】

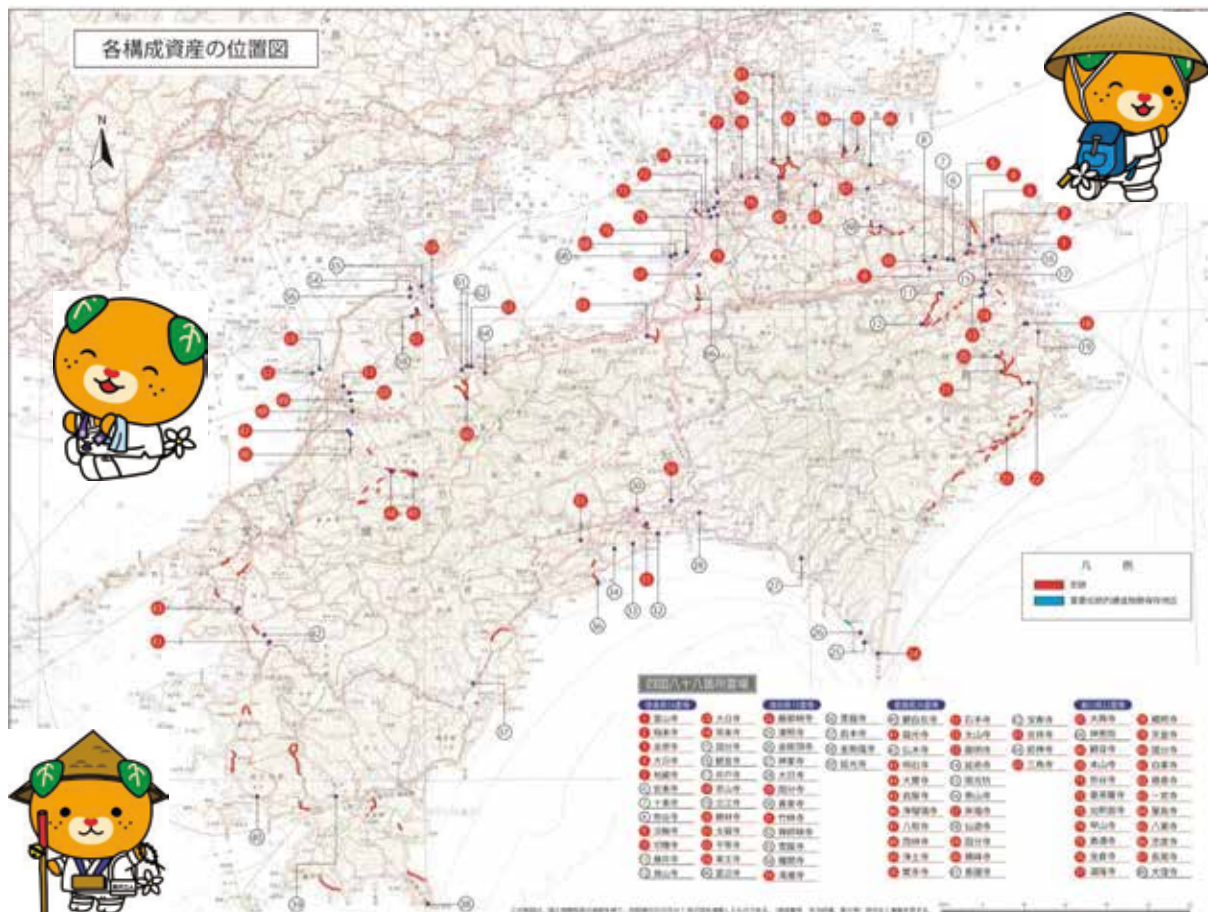
◇ 地域の住民にとって、四国遍路が地域の大きな「誇り」となり、人類共通の遺産として保護・保存し、次の世代にしっかりと継承していくための契機となる。

県担当部署：スポーツ・文化部 文化局 まなび推進課
教育委員会事務局 管理部 文化財保護課

【これまでの経緯】

- H19：四国4県・関係58市町村が暫定一覧表記載候補として文化庁に共同提案
- H20：文化審議会文化財分科会「生きている伝統を表す資産としての価値は高いものの、資産の保護措置と普遍的価値の証明が課題」
- H22：「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会設立
- H28：4県知事等が文化庁に暫定一覧表への記載を求める提案書を提出
- H29：資産の保護措置の充実に向けた文化財保護計画を提出
- R元：文化庁「我が国における世界文化遺産の現状・課題等に関する調査」

【四国遍路の概要】



【本県の史跡・名勝】



伊予遍路道【観自在寺道】(愛南町) 伊予遍路道【稻荷神社境内及び龍光寺境内】(宇和島市) 伊予遍路道【仏木寺道】(宇和島市) 伊予遍路道【明石寺境内】(西予市) 伊予遍路道【大寶寺道】(西予市)



伊予遍路道【横峰寺道】(西条市) 伊予遍路道【横峰寺境内】(西条市) 伊予遍路道【三角寺奥之院道】(四国中央市) 八幡浜街道笠置峠越(八幡浜市・西予市) 星ヶ森【横峰寺石鎚山遥拝所】(西条市)

49 次世代のトップアスリートの発掘・育成に対する支援等の充実について

【文部科学省（スポーツ庁）】

【提案・要望事項】

- (1) 本県のジュニアアスリート等がナショナルトレーニングセンター（NTC）等の施設を使用できる仕組みを構築するとともに、国立スポーツ科学センター（JISS）と連携しながらスポーツ医科学を推進する体制の構築や機器類の購入費補助制度の新設を検討すること。
- (2) 本県が整備した国体施設を全国レベルの大会等で活用するための仕組みについて、中央競技団体等と調整を図りながら構築すること。
- (3) 次世代トップアスリートの発掘・育成事業に係るスポーツ振興くじ助成支援の拡充及びオリンピックや中央競技団体の優れた指導者から県内で直接指導が受けられるような仕組みを構築すること。

【愛媛県の実現と現状・課題（背景・理由等）】

- 愛媛県では、国体終了後も、えひめ国体で培った「レガシー」を活用した競技力向上に取り組んでいるほか、平成27年度から「えひめ愛顔のジュニアアスリート発掘事業」を実施し、運動能力の高い小・中学生を、本県独自のプログラムで育成している。また、日本スポーツ振興センター（JSC）が設立した「ワールドクラス・パスウェイ・ネットワーク」に加盟したほか、日本スポーツ協会が実施するタレント発掘事業「ジャパン・ライジング・スター・プロジェクト」にも積極的に参加し、県内外のスポーツ関係者から高い評価を得ている。
- 本県のアスリートの更なる育成・強化を図るため、NTC等の施設においてトレーニングを行うとともに、JISSと連携したスポーツ医科学の活用にも積極的に取り組むための環境整備が喫緊の課題である。
- 本県では、「石鎚クライミングパーク SAIJO」が「JOC認定競技別強化センター」に認定されており、更に有効に活用される仕組みの構築が必要である。
- 本県のジュニアアスリートの更なる育成を図るため、幅広い競技のトップアスリート（コーチ）を招聘し、質の高いプログラムを実施できるよう、スポーツ振興くじの助成対象規模や上限額の引き上げ等の財政的支援の拡充に加え、妥当な謝金単価により専門家の紹介を受けられる人材派遣システムの構築が必要である。

【実現後の効果】

- ◇ 地方レベルのアスリート発掘等事業で育成している児童・生徒が、NTC等を利用し高度なトレーニングを行うことにより、更なる競技力や活動意欲の向上につながるとともに、中央競技団体が全国のアスリートの情報を集約するシステムが構築できる。
- ◇ 本県の競技施設を有効活用できるとともに、地域におけるスポーツの振興、競技力の向上が図られる。
- ◇ 財政的支援の拡充による充実した育成・強化事業を展開することで、トップレベルの指導者から直接指導、助言を受ける機会が増え、ジュニアアスリートの意欲や資質の更なる向上が期待できる。

県担当部署：スポーツ・文化部 スポーツ局 競技スポーツ課

令和元年度の状況

【えひめ愛顔のジュニアアスリート発掘事業】

1 育成プログラム

各プログラム等の実施状況：毎月2～3回程度（土曜日）に実施

プログラム名	内 容	
身体能力開発プログラム	コーディネーショントレーニング	神経系の運動機能向上を図るトレーニング
	クロストレーニング	様々な競技を体験して身体能力を高める競技団体による体験学習
知的能力開発プログラム	医科学・栄養学・メンタルトレーニングの講義・演習	
専門プログラム	各競技特有の初歩的な技術の習得を目指す競技団体による実技指導	
特別プログラム	専門的施設や特定シーズンに実施する競技等を集中的に体験する競技団体による体験学習	
測定会	トレーニングの成果及び今後の方向性を確認するために実施する体力測定（年2回実施）	
保護者サポートプログラム	効果的な育成環境づくりを目指す保護者対象の医科学・栄養学・メンタルトレーニングの講義・演習	



〔身体能力開発プログラム〕



〔知的能力開発プログラム〕

2 パスウェイプログラム

各競技団体指導者による適性評価（オーディション）を実施し、本人の適性種目選択の参考とする。

【ジャパン・ライジング・スター・プロジェクトの選考状況】

状 況	内 容	全国の状況	ジュニアアスリートの状況	昨年度 本県の状況
第1ステージ	応募・書類選考	応募 765名	応募 114名	応募 90名
第2ステージ 測定会Ⅰ	全国11カ所で測定会 （共通項目）	参加 451名 通過者 66名	参加 91名 通過者 16名	参加 71名 通過者10名
第2ステージ 競技別選考会	競技別の専門測定・面接 （競技別専門項目）	通過者 32名 第3期生認定	通過者 6名	通過者 5名

【JOC認定競技別強化センターの認定状況】

令和元年9月20日現在

北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州・沖縄	海外	計
10	8	13	15	8	4	2	5	2	67

※本県の「石鎚クライミングパーク SAIJO」が認定されている。

50 障がい者スポーツ振興への支援の拡充について

【文部科学省（スポーツ庁）】

【提案・要望事項】

全国障害者スポーツ大会（えひめ大会）で培った競技力や県民の関心の高まりを一過性のものとすることなく継承、発展させるための支援の拡充

(1) 障がい者が身近にスポーツを楽しむ環境の整備

・障がい者のスポーツ実施率向上を図るため、既存の民間のスポーツ施設を活用した仕組みを構築し、脆弱な障がい者のスポーツ環境を改善すること。

(2) e スポーツの推進を通じた障がい者・健常者の区分のない競技の推進

・e スポーツを積極的に活用することで、障がい者と健常者との相互交流を促進し、障がい者の可能性を広げる取り組みを進めること。

(3) 地方の中小企業における障がい者スポーツアスリートの雇用促進

・中小企業向けにインセンティブを付した障がい者アスリート雇用促進制度を創設し、地域に根差した障がい者アスリートの育成を図ること。

【現状と課題（背景・理由等）】

■ 障がい者スポーツ振興への支援の拡充

本県では、平成 29 年にえひめ大会を実施し、障がい者スポーツの競技力を飛躍的に向上させたが、今後は、スポーツの素晴らしさを一部の競技者だけでなく、多くの障がい者に身近な地域で楽しんでもらう環境づくりを進め、スポーツを通じた障がい者の社会参加の促進に取り組んでいくこととしている。

(1) 障がい者が身近にスポーツを楽しむ環境の整備

障がい者専用もしくは優先スポーツ施設は、全国に 141 施設(*1)しかなく、障がい者が身近にスポーツを楽しむ環境は脆弱であることから(*2)、既存の民間のスポーツ施設（スポーツクラブやスイミングクラブ等）を活用した新たな仕組み（施設のバリアフリー化、利用料金減免、障がい者スポーツ指導員の養成・派遣）を構築していく必要がある。(*3)

(2) e スポーツの推進を通じた障がい者・健常者の区分のない競技の推進

e スポーツは、障がいの有無や程度を越えて実施できる特性があることから、障がい者への e スポーツ振興を図ることで、新たな活躍の場の創出や社会との関係性を深化させる機会の提供に繋がるなど、障がい者の持つ可能性を広げることができる取り組みである。

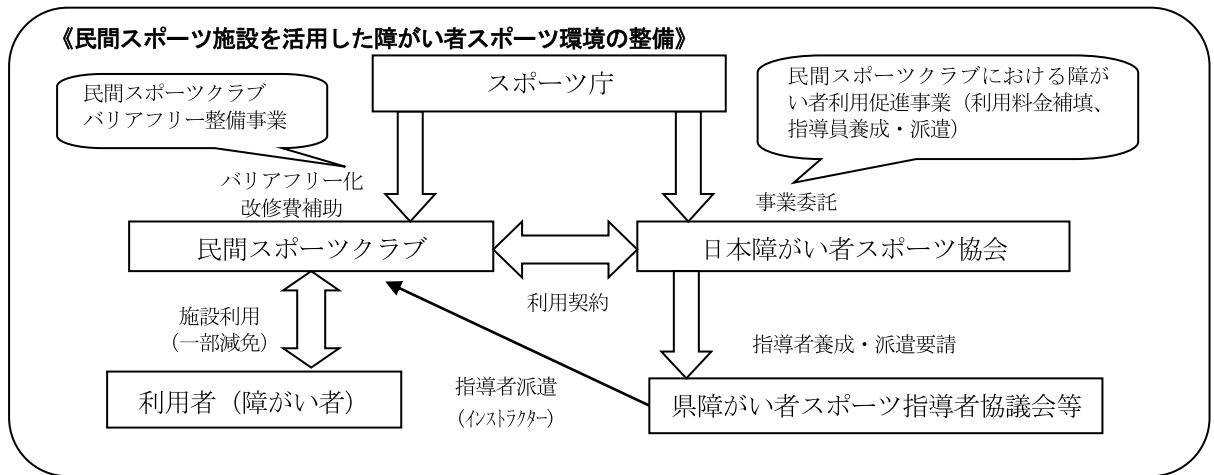
5G や障がい者専用デバイスなどの最新技術を活用し、e スポーツのバリアフリー化を推進することなどにより、障がい者と健常者が当たり前のよう競技し、切磋琢磨していきことができる環境を整備する必要がある。

(3) 地方の中小企業における障がい者スポーツアスリートの雇用促進

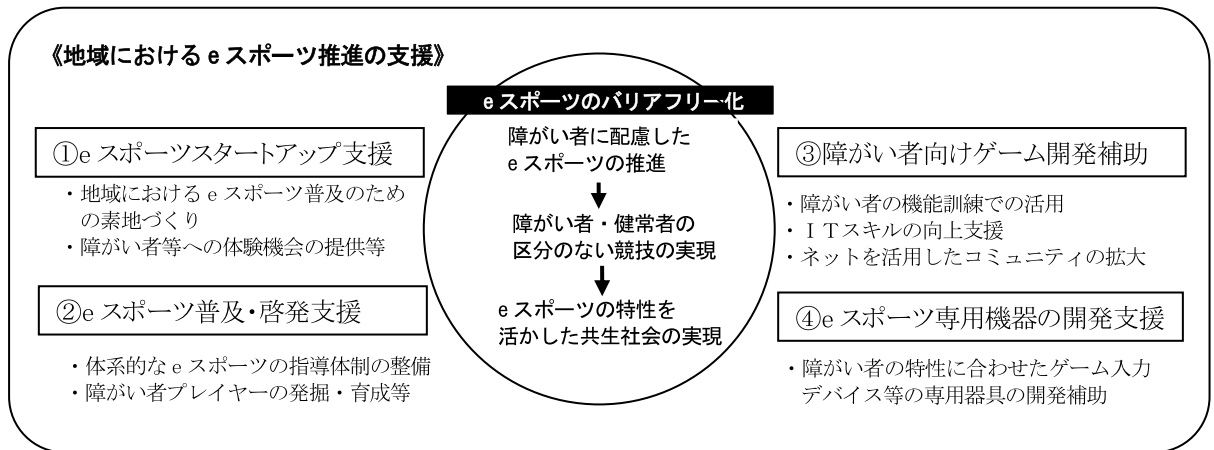
東京パラリンピックに向け、本県ではパラスポーツコーディネータを設置し、地域の企業によるアスリート雇用に向けた活動を行っているが、地方の中小企業では、資金的な面からアスリート活動に専念できるような環境整備は難しく、雇用につながりづらい状況にあることから、中小企業向けにインセンティブを付した障がい者アスリート雇用促進制度を創設し、地域に根差した障がい者アスリートの育成を図る必要がある。(*4)

県担当部署：スポーツ・文化部 スポーツ局 地域スポーツ課

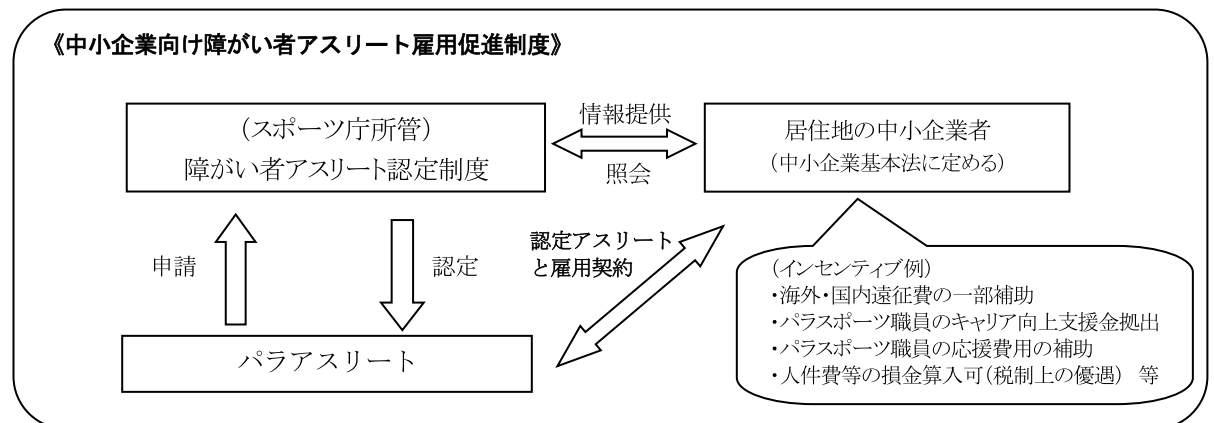
(1) **障がい者が身近にスポーツを楽しむ環境の整備（事業イメージ図）**



(2) **e スポーツの推進を通じた障がい者・健常者の区分のない競技の推進（事業イメージ図）**



(3) **地方の中小企業における障がい者スポーツアスリートの雇用促進（事業イメージ図）**



【実現後の効果】

障がい者スポーツ振興への支援を拡充していくことで、障がい者の社会参加の推進や社会における障がいへの理解の促進など、スポーツを通じた共生社会の実現に大きく寄与することになる。

- *1 障害者専用・優先スポーツ施設に関する研究 2018（笹川スポーツ財団）
- *2 全国のスポーツクラブ数 5,311 件（平成 28 年経済センサス基礎調査（総務省統計局））
- *3 成人障がい者の週 1 回以上のスポーツ実施率は 20.8%（国の目標値は 40%程度）
→ 第 2 期スポーツ基本計画（H29. 3. 24 文科大臣決定）
- *4 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率制度とは別制度

51 東京 2020 オリンピック・パラリンピックを通じた地域の取り組みへの支援について

【内閣官房・文部科学省（スポーツ庁）】

【提案・要望事項】

(1) 東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けたホストタウン制度による支援の拡充

東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向け、より多くの自治体が参加国・競技団体と事前合宿等を通じた国際交流に積極的に取り組めるよう、国が推進するホストタウン制度の財政支援対象経費を拡大すること。

また、大会後の交流継続を後押しするため、支援期間の延長や支援制度の新設等を検討すること。

(2) 東京 2020 オリンピック・パラリンピックへの機運醸成の取り組みの支援

オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業について、引き続き予算確保に努めるとともに、大会終了後も両大会のレガシーを継承し、スポーツの価値への理解促進に向けた取り組みを継続すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催効果を地域に呼び込むため、県や県内自治体においては、ホストタウン制度を活用して事前合宿等の誘致や国際交流事業に積極的に取り組んでいるが、相手国の事情やニーズも多様で、それに対応するために様々な経費が発生し、自治体の負担が大きくなることが懸念される。特に、選手等の食事に関しては、スポーツ栄養学に基づく特別食の提供やイスラム教徒向けハラール食の提供など、特別な対応も必要となるため、これらの負担を軽減するためにも、現行のホストタウン制度による特別交付税算定対象経費の拡大など柔軟な取扱いが求められる。
また、ホストタウン交流を通じて関係が構築された国・地域とは、大会後も引き続き交流を継続・拡大していくが、これらに対応するための支援期間延長又は支援制度の新設が必要である。
- オリンピック・パラリンピック開催に向けた機運醸成については、スポーツ庁の「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業」を活用し、各自治体がオリンピック・パラリンピック教育（オリパラ教育）を実施。大会開催年となる 2021 年度についても、十分な予算の確保を求めるものである。
- また、オリパラ教育は、両大会への国民の関心を高めるとともに、スポーツの価値や効果の再認識を通じ、国際的な視野を持って世界の平和に貢献できる人材を養成することを目的としており、国が掲げる「一億総スポーツ社会」の実現のためにも、大会終了後も両大会のレガシーを継承する取り組みを行っていくことが重要である。

【愛媛県内の取組】

○東京 2020 オリンピック・パラリンピックの事前合宿誘致

本県や県内自治体においては、平成 29 年に開催されたえひめ国体・えひめ大会により整備されたハード・ソフトのレガシーを活用し、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの代表チームの事前合宿誘致に取り組むとともに、誘

致活動を通じて構築した人脈等を活用し、大会後のスポーツ交流の継続や経済・文化交流の活性化も視野に入れた友好関係の構築を目指している。



[マレーシア・バドミントン合宿]



[台湾パラ柔道合宿]

＜県内のホストタウン登録の状況＞

自治体	相手国・地域	競技
県・松山市・砥部町	マレーシア	バドミントン
県・松山市	台湾	パラ種目、マラソン、サッカー等
県・松山市・新居浜市・伊予市	モザンビーク	オリパラ出場競技
新居浜市・県	サウジアラビア	ウエイトリフティング
西条市・県	オーストリア	スポーツクライミング
今治市・県	パナマ	自転車等
松野町・県	英領バージン諸島	オリパラ出場競技
伊方町・県	バミューダ	オリパラ出場競技

○ オリパラ教育の推進

平成 30 年度から、スポーツ庁の受託事業を活用し、オリパラ教育を推進している。県内の幼稚園・小・中・高校・特別支援学校からオリパラ教育推進校を指定している。(平成 30 年度 10 校、令和元年度 20 校、令和 2 年度 20 校)



[幼稚園での実践（体操）]



[中学校での実践（車いす陸上）]

【実現後の効果】

- ◇ 東京 2020 大会を通じて、ホストタウンとして友好関係を構築した国・地域とスポーツを通じた継続的な交流を行うことにより、友好関係の強化、交流人口の拡大、競技力の向上等を図る。
- ◇ オリンピック・パラリンピックの理念が広く浸透し、「スポーツの価値」が高まるとともに、多様な個性を認め合う共生社会の推進につながる。

県担当部署：スポーツ・文化部 地域スポーツ課オリパラ・マスターズ推進室

52 地方の芸術・文化施策への支援について

【文部科学省（文化庁）】

【提案・要望事項】

地域の魅力を引き出すために地方が実施する芸術・文化施策への支援の拡充

- ・地方が、各地域の魅力を引き出すために行う芸術・文化施策の取組みが、地域の実情や課題に的確に対応した内容（事業規模）となり、また、着実に地域活性化につながるものとなるよう地方支援の助成制度を拡充（財源確保）すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

- 平成 29 年 6 月「文化芸術基本法」が公布・施行され、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策が同法の範囲に取り込まれ、また、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展、創造に活用することとされた。
- このような中、文化施策には、経済成長や地方創生等の実現性が潜在していると考えられる。
- 国では、大型国家プロジェクトである「日本博」の開催を契機として、各地域が誇る様々な文化観光資源を一年間を通じて体系的に創成・展開するとともに、国内外への戦略的広報を推進し、文化による「国家ブランディング」の強化、「観光インバウンド」の飛躍・持続的拡充を図ることとし、地方公共団体が、地域住民や芸・産学官と取り組む事業で、観光インバウンドの拡充に資するものに対し、補助を行っている。
- 地方が、地域文化に潜在する魅力を引き出し、実効性・独自性ある地域活性化を目指す事業については、一定の継続性や事業規模が必要であるが、昨今の地方財政状況では、必要な事業規模（財源）の確保は厳しい。
- 地方の芸術・文化施策が実効性ある取組みとなるよう、地方の事業に対する国の支援（事業費の確保）が必要である。

【愛媛県内の取組】

- 愛媛県では、第六次愛媛県長期計画に基づき、施策名「個性豊かな愛媛文化の創造と継承」のもと、誇りと愛着を持てる魅力あるふるさと創りに取り組んでおり、本県発信の「愛顔感動ものがたり発信事業」や「えひめ愛顔のこども芸術祭」など県外も対象とした独自事業を継続して実施。
- また、2019 年度から、「愛媛国際映画祭」を新たに開催。（2018 年度はプレイベント）。

【実現後の効果】

- ◇ 地域の特色を備え、かつスケール感ある芸術・文化事業の実施が可能となり、愛媛文化の魅力及び発信力の向上とともに、地域活性化につながる。
- ◇ 文化芸術の本質的価値（文化創造や担い手育成等）のみならず、社会的・経済的（観光やまちづくり、国際交流、教育等）価値の創出が見込まれる。

県担当部署：スポーツ・文化部文化局文化振興課



EHIME

えま
ひじ
めめ